

2006(H18)

就業制限に係る危険有害業務(資格)一覧表(安衛法61)

区 分	業 務 内 容	作 業 者	資 格 の 要 件	規 則 条 文
発 破	発破の業務(せん孔, 装てん, 結線, 点火, 並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	発破技士	免許者	安衛則318 安衛令20(1)
揚 貨 装 置	制限荷重5 t以上の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置運転士	免許者	安衛則41 安衛令20(2)
ボ イ ラ ー	ボイラーの取扱いの業務	特級ボイラー技士 1級 ◯ ◯ 2級 ◯ ◯	免許者	安衛則41 安衛令20(3)
ボイラー, 圧力容器の溶接	ボイラー又は第1種圧力容器の溶接の業務	特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士	免許者	安衛則41 安衛令20(4)
ボイラー, 圧力容器の整備	ボイラー又は第1種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士	免許者	安衛則41 安衛令20(5)
ク レ ー ン	つり上げ荷重5 t以上のクレーンの運転の業務	クレーン運転士	免許者	安衛令20(6) クレーン則22
	つり上げ荷重5 t以上の床上で運転し, かつ, 運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン運転の業務	床上操作式クレーン運転士	免許者 または技能講習修了者	安衛令20(6) クレーン則22
移動式クレーン	つり上げ荷重5 t以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士	免許者	安衛令20(7) クレーン則68
	つり上げ荷重1 t以上5 t未満の移動式クレーン運転の業務	小型移動式クレーン運転士	免許者 又は技能講習修了者	安衛令2(7) クレーン則68
デ リ ッ ク	つり上げ荷重が5 t以上のデリックの運転の業務	デリック運転士	免許者	安衛令20(8) クレーン則108
潜 水	潜水器を用い, かつ, 空気圧縮機もしくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて, 水中において行う業務	潜水士	免許者	安衛令20(9) 高圧則30
溶 接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接, 溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業者	免許者又は技能講習修了者	安衛令20(10)
フォークリフト	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務	フォークリフト運転者	技能講習修了者	安衛令20(11)

区 分	業 務 内 容	作 業 者	資 格 の 要 件	規 則 条 文
玉 掛 け	制限荷重が1 t以上の揚貨装置又は つり上げ荷重が1 t以上のクレーン、 移動式クレーン、もしくはデリック の玉掛けの業務	玉掛け作業者	技能講習修了者	安衛令20(16) クレーン則 221
車 両 系 建 設 機 械 等	機体重量3 t以上で、動力を用い、 かつ、不特定の場所に自走できるも のの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	車両系建設機械 運転者 (整理、運搬、積 込み及び掘削 用)	技能講習修了者	安衛令20(12)
	機体重量3 t以上で、動力を用い、 かつ、不特定の場所に自走できるも のの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	車両系建設機械 運転者 (基礎工専用)	技能講習修了者	安衛令20(12)
	機体重量3 t以上で、動力を用い、 かつ、不特定の場所に自走できるも のの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	車両系建設機械 運転者 (解体用)	技能講習修了者	安衛令20(12)
	作業床の高さが10m以上の運転の業 務 (道路上の走行運転を除く。)	高所作業車運転 者	技能講習修了者	安衛令20(15)
車 両 系 荷 役 運 搬 機 械	最大荷重が1 t以上のショベルロー ダー又はフォークローダーの運転の 業務 (道路上の走行運転を除く。)	ショベルロー ダー等運転者	技能講習修了者	安衛令20(13)
	最大積載量が1 t以上の運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	不整地運搬車運 転者	技能講習修了者	安衛令20(14)